

第 86 回国民スポーツ大会・
第 31 回全国障害者スポーツ大会

山梨県準備委員会
第 2 回常任委員会



**JAPAN
GAMES**



書面開催資料

書面表決書締切：令和 7 年 3 月 2 8 日（金）

目 次

《委員名簿》

《報告事項》

- 報告事項 1 これまでの大会準備経過について…………… P1
- 報告事項 2 各専門委員会の審議結果について…………… P2

《審議事項》

- 審議事項 1 第 86 回国民スポーツ大会
競技会場地市町村 1 次選定（案）について…………… P3
- 審議事項 2 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合スケジュール（案）について…………… P7
- 審議事項 3 第 86 回国民スポーツ大会
競技運営基本方針（案）について…………… P9
- 審議事項 4 第 86 回国民スポーツ大会
実施競技選択基本方針（案）について…………… P11
- 審議事項 5 第 86 回国民スポーツ大会の開催に向けた
競技役員の養成について（案）…………… P13
- 審議事項 6 第 86 回国民スポーツ大会
公開競技実施基本方針（案）について…………… P15

《その他事項》

- 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会
（ショートトラック・フィギュア）の本県開催について…………… P20

《会則・規程等》

- 山梨県準備委員会会則等…………… P21

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会 常任委員会名簿

(敬称略、順不同)

役職名	所属機関団体・役職名	氏名
会長	山梨県知事	長崎 幸太郎
副会長	山梨県議会議長	卯月 政人
	山梨県副知事	長田 公
	山梨県教育委員会教育長	降旗 友宏
	山梨県市長会会長	保坂 武
	山梨県町村会会長	長田 富也
	公益財団法人山梨県スポーツ協会会長	高野 剛
	山梨県障害者スポーツ協会会長	奈良 妙子
常任委員	山梨県議会副議長	臼井 友基
	山梨県警察本部長	小柳津 明
	山梨県観光文化・スポーツ部長	落合 直樹
	山梨県市議会議長会会長	秋山 照雄
	山梨県町村議会議長会会長	田邊 宏哉
	山梨県市町村教育委員会連合会会長	窪田 新治
	山梨県公立小中学校長会会長	金井 哲也
	山梨県高等学校長協会会長	橋田 浩
	公益社団法人山梨県私学教育振興会理事長	川手 佳彦
	山梨県スポーツ推進審議会会長	飯田 忠子
	公益財団法人山梨県スポーツ協会専務理事	井出 仁
	山梨県レクリエーション協会会長	野呂瀬 秀
	山梨県スポーツ推進委員協議会会長	飯田 忠子
	総合型地域スポーツクラブ山梨理事長	村松 久義
	山梨県小中学校体育連盟会長	戸田 徳和
	山梨県高等学校体育連盟会長	山田 芳樹
	山梨県商工会議所連合会会長	進藤 中
	山梨県商工会連合会会長	岩下 和彦
	山梨県中小企業団体中央会会長	栗山 直樹
	山梨県経営者協会会長	佐々木 宏明
	山梨経済同友会代表幹事	入倉 要
	一般社団法人山梨県バス協会会長	雨宮 正英
	公益社団法人やまなし観光推進機構理事長	仲田 道弘
	一般社団法人山梨県医師会会長	鈴木 昌則
	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会会長	高野 孫左工門
	公益社団法人日本青年会議所関東地区 山梨ブロック協議会会長	森屋 真一郎
	山梨県連合婦人会会長	高村 里子

報告事項

これまでの大会準備経過

年	月	日	内	容
令和5年	2月	7日	有識者会議「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」を設置し、以降3回にわたり会議を開催する。	
		11日	「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」から、知事に報告書が提出される。	
	6月	13日	(公財)山梨県スポーツ協会並びに山梨県障害者スポーツ協会から、大会の招致要望書が、それぞれ県、県議会及び県教育委員会に提出される。	
	6月	20日	知事が、令和5年6月山梨県議会定例会において、第86回国民スポーツ大会並びに第31回全国障害者スポーツ大会を本県に招致する意向を表明する。	
	7月	6日	県議会が、令和5年6月山梨県議会定例会において、「第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を可決する。	
	7月	18日	知事、県教育委員会教育長及び(公財)山梨県スポーツ協会会長が連名により、第86回国民スポーツ大会開催要望書を(公財)日本スポーツ協会及び文部科学省に提出する。	
	8月	24日	(公財)日本スポーツ協会において、第86回国民スポーツ大会の山梨県開催が内々定される。	
	10月	18日	第1回市町村担当者連絡会議を開催	
	11月	20日	第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会設立総会・第1回常任委員会を開催	
	令和6年	2月	20日	第1回競技運営専門委員会を開催
21日			第1回総務企画専門委員会を開催	
2月		28日、29日	第2回市町村担当者連絡会議を開催	
令和7年	1月	17日	第3回市町村担当者連絡会議を開催	
	2月	28日	第2回競技運営専門委員会を開催（書面開催）	
	3月	7日	第2回総務企画専門委員会を開催（書面開催）	

各専門委員会の審議結果について

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則第 13 条第 2 項の規定に基づき、各専門委員会の審議結果について次のとおり報告する。

●総務企画専門委員会

〔第 1 回〕

開催日時場所：令和 6 年 2 月 21 日（水）「山梨県庁防災新館 4 階」

第 1 号議案：第 86 回国民スポーツ大会競技施設基準について〔委任事項〕

第 2 号議案：競技会場地市町村の選定の進め方について〔委任事項〕

審議結果：原案のとおり決定した。

〔第 2 回〕

開催方法：令和 7 年 3 月 7 日（金）「書面開催」

審議事項 1：第 86 回国民スポーツ大会競技会場地市町村第 1 次選定について〔付託事項〕

審議事項 2：第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合スケジュールについて〔付託事項〕

審議結果：原案のとおり決定した。

●競技運営専門委員会

〔第 1 回〕

開催日時場所：令和 6 年 2 月 20 日（火）「山梨県庁防災新館 4 階」

第 1 号議案：第 86 回国民スポーツ大会競技役員等に関する基礎調査について〔委任事項〕

第 2 号議案：第 86 回国民スポーツ大会競技運営基本方針について〔付託事項〕

第 3 号議案：第 86 回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針について〔付託事項〕

審議結果：原案のとおり決定した。

〔第 2 回〕

開催方法：令和 7 年 2 月 28 日（金）「書面開催」

審議事項 1：第 86 回国民スポーツ大会の開催に向けた
競技役員の養成について〔付託事項〕

審議事項 2：第 86 回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針について〔付託事項〕

審議結果：原案のとおり決定した。

審議事項

第 86 回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第 1 次選定について

本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会競技会場地市町村の選定について、別紙の競技会場地を第 1 次選定とする。

《理由》

- 中央競技団体の会場地市町村視察（開催 6 年前：R8 年度）までに競技会場地市町村を選定することとしている。

- ついては、市町村及び競技団体の競技会開催意向調査やヒアリング、現地調査を行った結果、開催意向の一致する競技について、競技会場の第 1 次選定（案）としてお諮りするもの。

※なお、残りの競技については、引き続き開催意向の一致に向けて調整を行う。

第86回国民スポーツ大会競技会場地市町村第1次選定（案）

【市町村別】

No.	市町村名	競技・種目		種別	開催予定施設
1	山梨市	ウエイトリフティング		全種別	山梨市民総合体育館
2	韮崎市	サッカー		少年男子	韮崎中央公園陸上競技場
3					韮崎中央公園芝生広場
4					御勅使サッカー場
5					韮崎市営総合グラウンド
6	南アルプス市	ホッケー		未定	山梨県立白根高等学校第二グラウンド
7		ラグビーフットボール		未定	御勅使南公園ラグビー場
8	北杜市	バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	白州体育館サンドバレーコート
9	笛吹市	自転車	トラックレース	男子A 男子B 女子	境川自転車競技場
10	甲州市	ハンドボール		成年男子	甲州市塩山体育館
11					甲州市立塩山中学校体育館
12	昭和町	サッカー		少年女子 成年女子	押原公園グラウンド
13		バレーボール	6人制	未定	昭和町総合体育館
14		なぎなた		成年女子 少年女子	昭和町総合体育館
15	忍野村	相撲		成年男子 少年男子	忍野村民体育館
16	富士河口湖町	ローイング		全種別	河口湖漕艇場
17		カヌー	スプリント	全種別	精進湖カヌー競技場

（留意事項）

- 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
- 種別欄の「未定」については、種別の調整後、別途審議する。

第86回国民スポーツ大会競技会場地市町村第1次選定（案）

【競技別】

No.	競技・種目		種別	市町村名	開催予定施設
1	サッカー		少年男子	韮崎市	韮崎中央公園陸上競技場
2					韮崎中央公園芝生広場
3					御勅使サッカー場
4					韮崎市営総合グラウンド
5			少年女子 成年女子	昭和町	押原公園グラウンド
6	ローイング		全種別	富士河口湖町	河口湖漕艇場
7	ホッケー		未定	南アルプス市	山梨県立白根高等学校第二グラウンド
8	バレーボール	6人制	未定	昭和町	昭和町総合体育館
9		ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	北杜市	白州体育館サンドバレーコート
10	ウェイトリフティング		全種別	山梨市	山梨市民総合体育館
11	ハンドボール		成年男子	甲州市	甲州市塩山体育館
12					甲州市立塩山中学校体育館
13	自転車	トラックレース	男子A 男子B 女子	笛吹市	境川自転車競技場
14	相撲		成年男子 少年男子	忍野村	忍野村民体育館
15	ラグビーフットボール		未定	南アルプス市	御勅使南公園ラグビー場
16	カヌー	スプリント	全種別	富士河口湖町	精進湖カヌー競技場
17	なぎなた		成年女子 少年女子	昭和町	昭和町総合体育館

(留意事項)

- 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
- 種別欄の「未定」については、種別の調整後、別途審議する。

●競技会場地市町村選定の状況（正式競技、特別競技）

第1次選定		調整中	
競技名【種目名】	会場地市町村	競技名【種目名】	
1 サッカー ※5/6会場	蕪崎市・昭和町	1 陸上競技	
2 ローイング	富士河口湖町	2 水泳【競泳】	
3 ホッケー ※1/2会場	南アルプス市	3 水泳【水球】	
4 バレーボール【6人制】 ※1/4会場	昭和町	4 水泳【飛込】	
5 バレーボール【ビーチバレーボール】	北杜市	5 水泳【AS】	
6 ウエイトリフティング	山梨市	6 水泳【OWS】	
7 ハンドボール ※2/6会場	甲州市	7 サッカー ※1/6会場	
8 自転車【トラックレース】	笛吹市	8 テニス ※2/2会場	
9 相撲	忍野村	9 ホッケー ※1/2会場	
10 ラグビーフットボール ※1/2会場	南アルプス市	10 ボクシング	
11 カヌー【スプリント】	富士河口湖町	11 バレーボール【6人制】 ※3/4会場	
12 なぎなた	昭和町	12 体操【競技】	
		13 体操【新体操】	
		14 体操【トランポリン】	
		15 バスケットボール ※4/4会場	
		16 レスリング	
		17 セーリング	
		18 ハンドボール ※4/6会場	
		19 自転車【ロード】	
		20 ソフトテニス	
		21 卓球	
		22 軟式野球 ※6/6会場	
		23 馬術	
		24 フェンシング	
		25 柔道	
		26 ソフトボール ※4/4会場	
		27 バドミントン	
		28 弓道【近的】	
		29 弓道【遠的】	
		30 ライフル射撃【CP】	
		31 ライフル射撃【AR】	
		32 ライフル射撃【BR/BP】	
		33 ライフル射撃【SB】	
		34 剣道	
		35 ラグビーフットボール ※1/2会場	
		36 スポーツクライミング【リード】	
		37 スポーツクライミング【ボルダリング】	
		38 カヌー【SL・WW】	
		39 アーチェリー	
		40 空手道	
		41 銃剣道	
		42 クレー射撃	
		43 ボウリング	
		44 ゴルフ ※3/3会場	
		45 トライアスロン	
		46 高等学校野球【硬式】	
		47 高等学校野球【軟式】 ※2/2会場	

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合スケジュールについて

本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会開催準備総合スケジュールを、別紙のように定めるものとする。

《理由》

- 今後の開催準備を円滑に進めるため、開催までの総合スケジュールを作成したい。

※ 開催準備の進捗状況等に応じて随時修正

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合スケジュール（案）

別紙

年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度	令和14(2032)年度	
	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年度	
開催県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県	島根県	奈良県	山梨県	
開催手順	・開催要望書提出(国スポ) 開催内々定(国スポ)			中央競技団体会場地市町村視察(国スポ)	・開催申請書提出<6月>(国スポ) 開催内定(国スポ・全スポ)		総合視察<日本スポーツ協会・文部科学省>(国スポ) 開催決定・会期決定(国スポ・全スポ)		国民スポーツ大会リハーサル大会	全国障害者スポーツ大会リハーサル大会	大会開催
組織	全 県	準備委員会 総 会 常任委員会 専門委員会 総務企画専門委員会 競技運営専門委員会	広報・ボランティア専門委員会	宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	警備・消防専門委員会	<その他委員会> 募金・企業協賛推進委員会	<その他委員会> 県外開催競技会運営委員会				県大会実施本部
			会場地市町村		市町村準備委員会(設置は任意)	市町村実行委員会					
総務企画	全 体	開催基本方針	開催基本構想	開催準備総合スケジュール(第1次)	(随時改訂)						
	会場地選定	会場地市町村選定基本方針 会場地市町村選定基準	国民スポーツ大会:正式競技・特別競技 国民スポーツ大会:公開競技 全国障害者スポーツ大会:個人競技・団体競技	中央競技団体視察 国民スポーツ大会:デモンストレーションスポーツ競技	申請・決定 申請・決定 決定	国民スポーツ大会:デモンストレーションスポーツ競技 全国障害者スポーツ大会:オープン競技	申請・決定 協議・決定				
	競技施設整備	競技施設整備基本方針 競技施設基準(暫定版)		競技施設整備基本計画	競技施設の整備						
	情報通信				情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの整備、関係機関との調整等			会場管理本部	
	文化プログラム				文化プログラム実施基本方針	文化プログラム実施計画	文化プログラム実施要項	文化プログラム募集	文化プログラム実施		
	総合案内					総合案内基本方針	歓迎・接件計画の策定、総合案内所等の整備等			総合案内	
	行幸啓等					警衛基本方針・警衛基本計画・警衛実施計画、日程等調整				行幸啓本部	
	競技運営	競技役員等編成・養成基本方針、基本計画 競技運営基本方針 実施競技選択基本方針	審判員・要資格運営員養成計画 公開競技実施基本方針	デモ・スポ実施基本方針	オープン競技実施基本方針	競技役員等の養成 リハーサル大会開催基準要項 県外開催競技会開催基本方針 記録業務基本方針	競技会役員編成基準 競技会・リハーサル大会開催経費調査 記録業務基本計画 記録業務運営要領			記録本部	
	競技用具			競技用具整備基本方針	競技用具整備計画	競技用具整備の推進					
	広報・ボランティア	広報基本方針 広報基本計画		大会愛称・スローガン、マスコットキャラクター等の募集・選定		広報活動の推進・山梨県の魅力発信					報道本部 全国報道者会議
ボランティア					ボランティアの募集・養成						
宿泊・衛生	宿泊施設実態調査 宿泊基本方針			宿泊基本計画	配宿計画・調整等 標準献立作成、普及・講習、弁当調達	宿泊料金決定 宿泊要項決定			合同配宿本部		
医事・衛生				医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画	医事・衛生対策各種要項	医事・衛生準備の推進(食品衛生・環境衛生・防疫対策等)			救護本部	
輸送・交通				輸送交通基本方針	輸送交通基本計画	輸送実施計画(全国、総合合・閉会式)、競技会輸送計画、駐車場管理、交通規制計画				輸送本部	
式典				式典基本方針	式典基本構想	式典基本計画	式典準備の推進(式典演技・式典音楽・炬火イベント、競技会表彰式)			式典本部	
警備・消防					警備・消防防災基本方針	警備・消防防災基本計画	警備・消防・防災準備の推進(関係機関との協力体制構築、業務指針・マニュアルの作成等)			警備・消防防災本部	
募金・協賛					募金・企業協賛推進基本方針、計画		募金・企業協賛活動の推進				

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会

第 86 回国民スポーツ大会 競技運営基本方針（案）について

本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会競技運営基本方針を、別紙のように定めるものとする。

《理由》

- 大会開催にあたり競技運営を円滑に進めるため、競技運営の主管、競技役員等の編成、記録業務の事務処理に関する基本方針をあらかじめ定めたい。

第86回国民スポーツ大会競技運営基本方針（案）

第86回国民スポーツ大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」並びに「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

1 競技運営の主管

国民スポーツ大会の正式競技及び公開競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、当該中央競技団体が主管する。

デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

2 競技役員等の編成

国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」及び「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。

公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。

デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。

3 記録業務

正式競技及び特別競技の競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場市町村が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

4 リハーサル大会

リハーサル大会を実施する場合は、会場市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

5 その他

その他、競技運営の企画および実施にあたっては、県及び会場市町村が競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。

第 86 回国民スポーツ大会 実施競技選択基本方針（案）について

本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針を、別紙のように定めるものとする。

《理由》

- 実施競技の選択等を円滑に進めるため、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ及び特別競技の事務処理に関する基本方針をあらかじめ定めたい。

第86回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針（案）

第 86 回国民スポーツ大会で実施する競技は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」に示されている正式競技及び特別競技のほか、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの普及・振興を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 正式競技は、日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」に基づく競技で、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「山梨県スポーツ協会」という。）に加盟している競技団体の競技とする。
- 2 公開競技は、日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会公開競技実施基準」に基づく競技で、競技団体の開催意欲を基本に、会場地となる市町村の意向を踏まえて実施競技を選択する。
- 3 デモンストレーションスポーツは、日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づく競技で、正式競技及び公開競技以外の競技のうち、原則として山梨県スポーツ協会に加盟している競技団体又は山梨県スポーツ協会が推薦するスポーツレクリエーション団体の開催意欲を基本に、会場地となる市町村の意向を踏まえて実施競技を選択する。
- 4 特別競技は、日本スポーツ協会の定めた競技とする。

第 86 回国民スポーツ大会の開催に向けた 競技役員養成について（案）

本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会開催に向けた競技役員養成について、別紙のように定めるものとする。

《理由》

- （公財）日本スポーツ協会では、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」において競技役員を含めた参加者数の適正規模の検討など議論がされていることから、その見直し結果を踏まえ、養成していくこととしたい。

第 86 回国民スポーツ大会の開催に向けた 競技役員の養成について（案）

- 競技役員の養成については、(公財) 日本スポーツ協会の見直し結果を踏まえ、養成計画を策定し、養成することとしたい。
- 次年度は、中央競技団体が積極的に競技役員等の養成に努めるよう、全国知事会等を通じて、日本スポーツ協会等へ要請していく。
- 養成計画は、令和 7 年に各競技団体に対し改めて調査を行い、令和 8 年に計画を策定する。
- 養成の開始時期は、開催 5 年前の令和 9 年度を目途とする。

<参考：調査結果>

- 調査期間：令和 6 年 3 月～ 6 月
- 調査対象：正式競技（38 競技）及び特別競技（1 競技） 計 39 競技団体
- 調査内容：競技会開催に際し必要となる競技役員等の状況
- 調査結果の概要：

{	①資格が必要な競技役員数	2, 6 1 1 人
	②開催時従事見込数	1, 0 2 0 人
	③県外からの派遣数	1, 1 6 9 人（中央：674 人、近県：495 人）
	④不足数（①－②－③）	<u>4 2 2 人</u>

第 86 回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針（案）について

本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針を、別紙のように定めるものとする。

《理由》

- 公開競技の実施にあたり、選定作業等を円滑に進めるため、実施競技の選択、会場地市町村の選定、業務分担及び経費負担等に関する基本方針をあらかじめ定めたい。

<参考>

- 国民スポーツ大会公開競技について

第86回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針（案）

第86回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」、「国民スポーツ大会公開競技実施基準」並びに「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

国スポを契機として、県民が様々なスポーツに触れ合う機会をより多く増やすことにより、誰もが健康で生き生きと暮らせる社会及び多様性を理解し合える共生社会の実現を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、「第86回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針」に基づき次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での当該競技の普及・振興が推進されること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村選定基本方針」に順次し、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 市町村と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・振興が図られる市町村であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、国スポ開催年度の4月1日から閉会までとする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、4日間を上限とする。

5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技会の準備及び開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。

国民スポーツ大会公開競技について

公開競技とは、国民スポーツ大会実施競技の一環として、スポーツ振興、競技の普及、国民へのスポーツ推進の観点、生涯スポーツ社会の実現を目的に実施する競技のことで、綱引き、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、武術太極拳、バウンドテニス、エアロビック、ダンススポーツ、スポーツチャンバラの9競技がある。(第4期公開競技選定)

※尚、グラウンド・ゴルフにおいては、R9～R13は中止が決定している。

公開競技は、当該中央競技団体が競技会の準備及び開催運営に係る業務を主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。また、公開競技は、天皇杯・皇后杯に得点換算されず、競技形式は当該競技の中央競技団体の考え方による。実施時期は、当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとする。競技会の会期は4日間を上限とする。

《参考》

公開競技とは・・・(9競技)

綱引き (成年男女・少年男女・成年男女混合 選手・監督：329人※R6 佐賀国スポ(以下同じ))

運動会など色々な場面で一本の綱を双方で引き合う競技です。

綱引き競技はアウトドアとインドアがありますが、日本ではインドアが主流で、長さ33m幅0.9mのレーン上で8名の競技者が引き合います。勝敗は時間無制限で、4m引いた方が勝ちというわかりやすい競技です。競技は競技者8人の合計体重によるクラス分けで行います。運動会の綱引きと大きく違うところは立った姿勢からスタートするところで、スタート時の無理な体勢移動が無いので年齢に関係なくいつまでも綱引きを楽しむ事ができます。

ゲートボール (男子・女子 選手・監督：195人)

T字型スティックでボールを打ち、3つのゲートを通わせ、コート中央のゴールポールに早く当て、上がることを競う競技です。

競技は、1チーム5人による対抗戦により行われ、試合時間は30分です。先攻チームは自分と同じ番号のついた赤ボール(奇数番号)を、後攻チームも同じ番号のついた白いボール(偶数番号)を1番の選手から順番に打っていきます。

スタートエリアから第1ゲートに向かって打ち、第1ゲート、第2ゲート、第3ゲートを通

過させ、最後にゴールポールに当てると、その選手は上がりになります。先に5人全員が上がったチームが勝ちとなり、30分間で勝ち負けしない場合は、それぞれのチームの総得点で勝敗を決めます。

得点は第1ゲート、第2ゲート、第3ゲートの通過に成功するとそれぞれ1点ずつ、合わせて3点、そしてゴールポールに当てると2点の、合計5点が選手1人の最高得点になります。したがって、チーム5人全員が上がると25点となり、これをパーフェクトゲームといいます。

パワーリフティング (成年男女 選手・監督：172人)

人間の基本的運動要素「立つ」「押す」「引く」のウエイトトレーニングを競技化したスポーツです。

「スクワット」「ベンチプレス」「デッドリフト」の3種目で重量を競い合い、そのトータル重量で順位を決定します。

「スクワット」はバーベルを肩に担ぎ、しゃがんでから立ち上がります。

「ベンチプレス」はベンチ台に仰向けになり、胸の上でバーベルを持ち上げます。「デッドリフト」は床に置かれたバーベルを垂直に引き上げ、足と背中が伸びきるまで持ち上げます。

シンプルな競技であるがために、いかに筋肉がついているのかよりも、純粋にパワーとスピードが要求されるのが、この競技の特徴といえます。

グラウンド・ゴルフ (男女混成 選手・監督：540人)

ゴルフをアレンジした軽スポーツとして誕生しました。

専用のクラブ、ボール、ホールポスト、スタートマットを使用してゴルフのようにボールをクラブで打ちホールポストにホールインするまでの打数を競います。運動場や河川敷、専用コースなどで行います。

武術太極拳 (成年男女・少年男女・シニア男女 選手・監督：198人)

伸びやかで大きく、ゆったりとした動作が特徴の「太極拳」と、姿勢や動作が大きくスピードがあり、躍動感が多く含まれ、優美で活動的なことが特徴の「長拳」で競い合う競技です。日本では太極拳と各種の中国武術、中国拳法を総称して、「武術太極拳」の名称で普及が進められています。武術としての姿勢や動作の正しさ、動作の均衡と力の運用の正しさ等を採点し、勝敗を決めます。

バウンドテニス (男子の部・女子の部 選手・監督：410人)

一言で言うと狭いスペースでできるテニスです。「バウンド」とはボールがよく弾むことと「限られたスペース」でできること（バウンダリー）に由来しています。

コートが3m×10m、ネットの高さが50cmと定められ、テニスコートの1/6

の面積でプレイができ、場所を選ばず楽しめることが何より大きな特色となっています。シングルとダブルス、大会によっては混合ダブルスもあります。ダブルスは必ず4人が交互にボールを打たなくてはなりません。4ポイント先取の9ゲームマッチ（先に5ゲーム取った方が勝ち）。また、BTラリー戦という種目があり、1チーム6人でネットを挟んで3人ずつ分かれ順番にボールを打ちます。1分間に何回ラリーが続くかを3回行い、その合計で他のコートと競い合います。

エアロビック（成年女子シニア女子、成年男子シニア男子、成年混合シニア、成年混合グランドマスターズ 選手・監督：222人）

エアロビックダンスや、技術的に体系化して「スポーツ」に発展したものです。競技には国際大会につながる公式競技のほか普及を目的としたチーム競技、フライト競技があります。部門や年齢別に7m四方と10m四方の競技エリアを使用し、定められた競技時間の中でエアロビック動作や、エレメントと呼ばれる難度別動作を組み合わせた演技（ルーティーン）を行います。これを「難度」「実施」「芸術」の観点から審判員が採点し、その総合点で優劣を競います。競技部門としては、シングル、ミックスペア、トリオ、グループ、エアロビックダンス、エンジョイチーム、フライトの7種目あります。

ダンススポーツ

社交ダンスをベースとしつつ、スポーツ性を追求して独自に発展した競技スポーツとして実施されています。男女が一組のペアとなり、音楽に合わせて体を緩急自在に動かすスポーツで、男性と女性の一組により芸術性とスポーツ性を引き出すスポーツ競技種目です。我が国でも生涯スポーツとして広く普及しています。

スポーツチャンバラ

スポーツチャンバラは1971年に始められた競技。日本において遊技として存在したチャンバラごっこと小太刀護身道を基にし、スポチャン面とエアソフト剣、楯や籠手を用いる競技である。略称はスポチャン。

その他事項

第 81 回国民スポーツ冬季大会スケート競技会 (ショートトラック・フィギュア) の本県開催について

趣旨

令和 9 年の第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の本県開催が決定した。

冬季大会の開催は、平成 30 年以來、9 年ぶり 8 回目となる。

○経緯

R6. 11. 20 開催受領書の受理

（公財）日本スポーツ協会会長・文部科学大臣連署の開催要請書を受理

R6. 12. 25 開催受諾書の提出

（公財）山梨県スポーツ協会会長・山梨県知事・山梨県教育委員会教育長連署の開催受諾書を提出

R7. 1. 21 開催決定書の受理

山梨県庁において、開催決定書の手交

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を山梨県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、山梨県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（令和5年11月20日）から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会の開催に関する方針（会則第11条第4項第1号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 開・閉会式会場に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 総務企画及び運営に関すること
- 7 競技の企画及び運営に関すること
- 8 大会実施競技に関すること
- 9 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 10 広報及び県民運動に関すること
- 11 宿泊及び衛生に関すること
- 12 輸送及び交通に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 15 その他開催準備に関すること

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和5年11月20日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 6 文化プログラムに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること